小山市農業振興計画

伸ばそう!育もう!活かそう!紡ごう!

おいしさと豊かさを紡ぐ新時代の小山農業プラン

2023 > 2027



はじめに

小山市は、農業、商工業のバランスが良く、東西南北の交通の要衝にあり、市街地の周辺に農地や平地林の田園環境が広がり、市内中心部を流れる思川がラムサール条約湿地 「渡良瀬遊水地」に繋がるすばらしい環境を有しています。

渡良瀬遊水地では、近年国の特別天然記念物「コウノトリ」のペアからひなが誕生するなど、絶滅危惧種を含む貴重な動植物が生息する雄大な自然の宝庫であり、小山市の魅力は、コウノトリによって選ばれた素晴らしい自然に囲まれ、市民がゆとりある生活を送ることができる、首都圏でも有数の田園環境都市であると考えています。

本市では、古くから思川や鬼怒川等の河川がもたらした平坦な地形や豊かな水、そして 温暖な気候を活かし農業が盛んに営まれ、良質な農作物が生産されており、戦後の高度経 済成長期には首都圏をはじめとする大消費地への食料供給を担ってきました。また、その 一方で農業は単なる経済活動だけでなく、農村の繁栄や農村環境の保全という役割も果た してきました。

しかし、少子高齢化やライフスタイルの多様化、輸入農産物の増加等による国産農産物の消費減少は、価格の低迷等により経営を悪化させ農業者数の減少をもたらすだけでなく、農村の活力低下やコミュニティの悪化が懸念され、本市のまちづくりにおいても重要な課題となっております。

こうした中、国連が定めた「SDGs (持続可能な開発目標)」が示す持続可能な社会の構築が求められる中、本計画では農業の振興が一産業の発展ではなく、「田園環境都市おやま」のまちづくりに重要な要素であると捉え、多面的な角度から各種施策を検討いたしましたので、本市並びに本市農業の未来に向けた指針としたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたりご協力をいただきました各農業団体の皆様をはじめ、多大なるご尽力をいただきました小山市農業振興懇話会の皆様に感謝申し上げますとともに、本計画の遂行にあたりまして引き続きご支援をいただきますよう、お願い申し上げます。

令和5(2023)年9月 小山市長 **浅野正富**



Ι.	計画の策定は	こあたって	. 1
	1	計画策定の趣旨	. 2
	2	計画の位置づけ	. 2
	3	計画期間	. 3
	4	SDGs への対応	
${\mathbb I}$.	わが国の農業	€を取り巻く現状	.4
	1	食料安定供給をめぐる国内外の情勢	. 5
	2	人口減少と少子高齢化	. 5
	3	グローバル化の進展	. 5
	4	消費者ニーズの多様化	. 6
	5	自然災害や家畜疾病等の脅威	. 6
	6	スマート農業の進展	. 6
	7	農業・農村への関心の高まり	. 6
	8	国及び県における農業施策の動向	. 7
ш.	本市農業の理	見状	.8
Ⅲ.			
Ⅲ.		見状	. 9
Ⅲ.	1	見状 小山市の概況	. 9 11
ш.	1 2	見状	. 9 11 14
Ⅲ.	1 2 3	見状	. 9 11 14 19
Ш.	1 2 3 4 5	見状 小山市の概況 農業生産 担い手 農村環境	. 9 11 14 19 22
Ⅲ.	1 2 3 4 5 6	見状 小山市の概況 農業生産 担い手 農村環境 農村の振興	. 9 11 14 19 22
Ⅲ.	1 2 3 4 5 6 7	見状	. 9 11 14 19 22 23
	1 2 3 4 5 6 7 8	見状	.9 11 14 19 22 23 24
	1 2 3 4 5 6 7 8	見状 小山市の概況 農業生産 担い手 農村環境 農村の振興 SWOT分析 クロス SWOT 分析 分析と課題のまとめ	. 9 11 14 19 22 23 24 25
	1 2 3 4 5 6 7 8 本市農業のれ 1	見状	. 9 11 14 19 22 23 24 25 26

V. 施策の展開	月.		3	0
	1	基本目標 I	伸ばそう! 3	31
	2	基本目標Ⅱ	育もう!3	34
:	3	基本目標Ⅲ	活かそう! 3	37
	4	基本目標IV	紡ごう!4	10
用語集			4	3
資料				
		資料1計画第	5定の経過	
		資料2小山市	5農業振興計画庁内検討委員会設置要綱	
		資料3小山市	5農業振興懇話会設置要綱	
		資料4小山市	5農業振興懇話会委員名簿	
		資料 5 パブリッ	ックコメントの結果について	



I. 計画の策定にあたって



計画策定の趣旨

本市では、第8次小山市総合計画の実現に向け、農業における各分野での個別計画により本市農業の 発展のため様々な施策を推進してきました。しかし、農業・農村を巡る情勢は、コロナ禍による経済活動への影 響、景気の低迷やグローバル化による輸入農産物の増加などによる収益の減少、農業者の高齢化と深刻な担 い手不足といった様々な課題に直面しており、生物多様性やカーボンニュートラルの実現など時代に対応した新 たな展開や総合的な方向性を示すことが求められています。さらに、農業は市民に安全な食料を安定供給する ための重要な産業であると同時に、良好な田園環境を創出するなど本市の魅力を高める要素のひとつであり、 市民の期待も高まっています。

このような状況に対応すべく、本市の基幹産業として重要な位置を占める農業が次世代に向け持続的に発 展できるよう、目指すべき姿や方向性を明らかにするとともに、田園環境都市おやまビジョンの風土性調査の成 果を最大限に活かしつつ、本市農業施策の総合的な基本指針として小山市農業振興計画を策定します。



計画の位置づけ

本計画は、市政運営の総合的かつ基本的な指針である第8次小山市総合計画を上位計画とし、市の関 |連計画や国の「食料・農業・農村基本計画 |、県の「とちぎ農業未来創生プラン |等との整合を図り、カーボンニ ュートラル等の新たな視点を取り入れ、本市農業が次世代に向けて持続的な発展を図るための基本指針とす るものです。なお、本計画の推進にあたっては、農業者、行政、関係機関、地域等との協力と連携を重視し、 本市農業の持続的な発展を目指します。

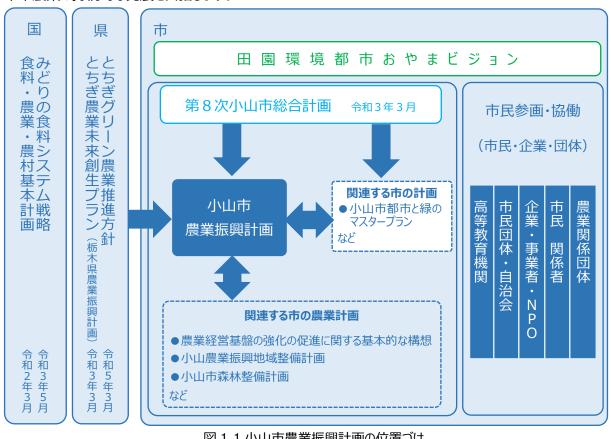


図 1.1 小山市農業振興計画の位置づけ



この計画は令和5(2023)年度を初年度として令和9(2027)年度を目標年度とする5カ年計画とします。 なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化に応じて、適宜必要な見直しを行い、実情に即した計画としていきます。



SDGsへの対応

平成 27(2015)年に国連サミットにおいて採択された SDGs (持続可能な開発目標) は、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すものとして、「誰一人取り残さない」をスローガンに令和 12(2030)年を期限とした 17 のゴールと 1 6 9 のターゲットから構成されています。本計画の策定にあたり、主要施策ごとに関連する下記のアイコンを表示します。



SDGs 17 のゴール (SDGs ウエディングケーキモデル) | 17 tht |



● SDGs ウエディングケーキモデル

SDGsの目標17をケーキの頂点として、その下にある3つの階層「経済圏」「社会圏」「生物圏」によって構成されています。この3つの階層の並び方はそれぞれ意味があり、「経済」の発展は生活や教育などの社会条件によって成り立ち、「社会圏」は下層の「生物圏」、つまりは人々が生活するために必要な自然の環境によって支えられていることを表しています。

- 目標 1 貧困 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標2 飢餓 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標3 保健 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 4 教育 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- **目標5 ジェンダー** ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
- 目標6 水・衛生 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標7 エネルギー すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標8 経済成長と雇用 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- **目標9 インフラ・産業化・イノベーション** 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標 10 不平等 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11 持続可能な都市 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 12 持続可能な消費と生産 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 13 気候変動 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 目標 14 海洋資源 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15 **陸上資源** 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- **目標 16 平和** 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標 17 実施手段 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



Ⅱ.わが国の農業を取り巻く現状





食料安定供給をめぐる国内外の情勢

世界中に感染が拡大している「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)」は、令和 2 (2020)年 1 月に 国内の発症が確認されてから、政府によりまん延防止等の対策が講じられてきましたが、感染症対応は長期化 しており、国民生活や地域経済に大きな影響を与えています。

農業においては、米価下落、原油価格高騰、肥料高騰など厳しい状況下に置かれていますが、加えて新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンドの減少やイベント自粛等に伴い、外食向けの食材や花きなどの需要が減少し、農業者や食品事業者が大きな影響を受けたことから、継続した国内需要の喚起と消費拡大に向けた対応が求められています。

また、ロシアのウクライナ侵攻により、食料の安定供給や食料自給率の向上など食料安全保障の強化への 関心が一層高まっています。国内の農業生産の増大を図ることを基本に、輸入と備蓄とを適切に組み合わせる ことにより不測の事態に備えた食料の安定供給を確立することが重要となっています。



人口減少と少子高齢化

日本の人口は、令和 2 (2020)年の国勢調査では 1 億 2,623 万人となり、平成 22(2010)年の 1 億 2,806 万人をピークに人口減少社会に突入しています。

人口減少は、生産力の低下や消費市場の規模縮小といった経済への影響に留まらず、社会基盤の弱体化による地域社会の維持・存続が危ぶまれるなど、わが国全体の深刻な問題となっています。

また、高齢化率(総人口に占める 65 歳以上人口の割合)は全国的に上昇を続けており、今後も、人口減少と少子高齢化に伴う生産年齢人口(15~64 歳)の減少、老年人口(65 歳以上)割合の更なる拡大が予想されています。

このため、農業においては、担い手となる新規参入者や多様な人材の確保に加え、需要動向や産地間競争に対応できる優れた経営者の育成が必要です。

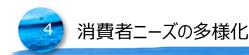


グローバル化の進展

わが国においては、令和 4 (2022)年末時点で、24 か国・地域と 21 の 経済連携協定 (EPA/FTA) 等が発効済で、これらの相手国との貿易額は貿易総額の約 8 割を占めています。

TPP11、日 EU・EPA、日米貿易協定、日英 EPA においては、輸入関税の削減・撤廃対象品目からコメは除外されたものの、牛肉・豚肉及び乳製品などについて関税引き下げ等が実施されており、畜産農家の経営に与える影響が懸念されています。

一方で、RCEP(地域的な包括的経済連携)協定の農林水産品関連では、輸出促進に資する環境整備を目指すこととしており、政府では農産物の輸出促進を図ることとしています。



人口減少が進展する中、単身世帯、共働き世帯の増加を背景にライフスタイルが変化し、中食・外食需要の増加や食の簡便化志向の高まりなど、食事への消費者ニーズの多様化がますます進展しています。

その一方で、遺伝子組換え農産物、ゲノム編集農産物に係る食品表示や、産地・製造地表示への消費者への関心は高く、国産原材料を使用する動きの高まりなど食の安全・安心への配慮が求められており、生産者においては、食品の安全性などを確保するための生産工程を管理する GAP 認証制度の取得などにより、安心・安全な農産物の供給が望まれています。



自然災害や家畜疾病等の脅威

近年、地球温暖化等による気候変動や頻発する自然災害により、農業生産は様々な影響を受けています。 こうした農業を脅かすリスクに対応するため、減災対策や危機管理、農業経営におけるセーフティネットの構築が 重要です。

また、野生動物の生息地が拡大し、農作物の食害や農地への踏み荒らしが増えており、継続的な鳥獣害対策が必要になっています。

さらに、県内では野生イノシシへの豚熱の感染が急増しており、口蹄疫、鳥インフルエンザ等を含め、バイオセキュリティーの強化が急務となっています。



スマート農業の進展

近年、わが国では農業のデジタルトランスフォーメーション(DX)の必要性などを背景に、ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用し、農作業の省力化・精密化や農畜産物の高品質生産の実現に取り組むスマート農業が推進され、その技術開発や実用化が進み、農業現場に広まりつつあります。

こうした先端技術の実装により、農業従事者の減少による労働力不足への対応や、経営規模の拡大などに 貢献することが期待されています。



農業・農村への関心の高まり

政府の調査によると、新型コロナウイルス感染症の影響により、三大都市圏に住む人の地方移住への関心が高まっています。

また、近年、農業体験をする休暇滞在型の農泊や、テレワークやサテライトオフィスをきっかけとした二地域居住や地方移住など、農業や自然豊かな農村に都市住民の関心が寄せられています。

8 国及び県における農業施策の動向

(1) 国の動向

令和 2(2020)年 3 月に「食料・農業・農村基本計画」が改訂されました。この計画では、将来にわたって 国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図ることが新たな課題とされ、「産業政策」と「地域政策」を推進することとしています。

- ○食料自給率について、カロリーベース 37%(平成 30(2018)年)を 45%(令和 12(2030)年)へ、 生産額ベース 66%(平成 30(2018)年)を 75%(令和 12(2030)年)へと目標を掲げています。 さらに、政府では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するため、「み どりの食料システム戦略」を策定しました。この戦略では、令和 32(2050)年までに目指す姿として、
 - ○農林水産業の CO2 ゼロエミッション化の実現
 - 〇化学農薬の使用量をリスク換算で 50%低減
 - 〇化学肥料の使用量を30%低減
- 〇耕地面積に占める有機農業の取組面積を 25%、100 万 ha に拡大 などの目標を掲げています。

(2) 県の動向

県では、農業・農村振興の基本的な方向性とその実現に向けた取組を明らかにした「とちぎ農業未来創生プラン」を策定しました。このプランの計画期間は、令和3(2021)年度から5年間であり、栃木の農業・農村を元気に輝かせ、誇れる"ふるさと"として次の世代へとしっかりと引き継いでいくため、様々な施策が盛り込まれています。

このプランに基づき、農業者をはじめ、市町、農業団体等と連携、協力しながら、「成長産業として持続的 に発展する農業・栃木」の実現を目指していくとされています。



Ⅲ. 本市農業の現状



小山市の概況

(1)位置、地勢

本市は、栃木県の南部に位置し、南北 21.40km、東西 20.25km、面積 171.75 kmの市域で、東京から北に 約 60 km、新幹線で約 40 分、南北・東西の広域交通軸 が交差するという交通の要衝として恵まれた立地特性を有しています。

また、本市は関東平野のほぼ中央にあり、市域中央を南流する思川を境にして、西部は思川・与良川・巴波川の流れに沿って大規模な水田地帯が形成される「思川西部水田地帯」、東部の台地上に平坦な畑地帯が展開する「思川東部畑作地帯」、鬼怒川の流れに沿って肥沃な水田地帯が形成される「鬼怒川流域農業地帯」で構成されています。(図 3.1、図 3.2 参照)

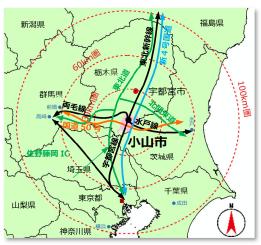


図 3.1 小山市の位置 S=No Scale



図 3.2 小山市周辺図 S=No Scale

○思川西部水田地帯(生井、寒川、豊田、中、穂積、間々田西部の一部)

米麦を中心とした経営体が多く、大規模な水田農業が展開されている他、施設野菜での農業経営 も展開されています。また、水田農業の担い手として集落営農組織が多いこともこの地帯の特徴です。

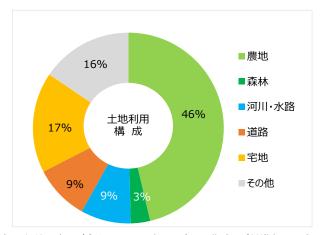
O思川東部畑作地帯(小山、大谷、間々田、桑)

経営耕地面積の半分以上が畑であり、特に野菜の生産が多いことから一大園芸産地となっています。

〇鬼怒川流域農業地帯(絹)

経営耕地面積の 6 割以上が田であり、大規模な水田農業に加え、施設野菜での農業経営が盛んであることが特徴です。

小山市の土地利用は、農地が本市面積の 46%と約半分を占めており、宅地は 17%を占めます。(図 3.3 参照)



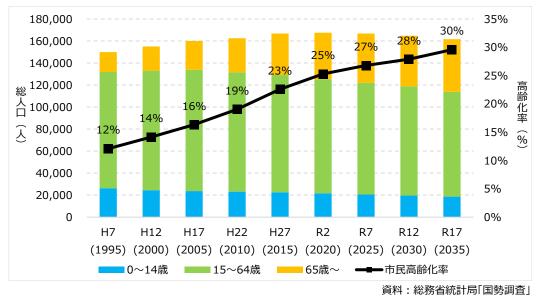
資料:小山市国土利用計画(令和3(2021)年3月)より作成 (基準年は平成27(2015)年)

図 3.3 小山市の土地利用

(2)人口

令和 2 (2020)年の国勢調査によると、本市の人口と世帯数は 166,666 人、69,624 世帯であり、県内 第2位の人口となっています。本市の人口はこれまで着実に増加してきましたが、令和2(2020)年の国勢調 査では、既に減少に転じています。

また、高齢化率(総人口に占める 65 歳以上人口の割合)は、令和2(2020)年の国勢調査によれば、 本市では 25%となっています。今後も、人口減少と少子高齢化に伴う生産年齢人口(15~64歳)の減 少、老年人口(65歳以上)割合の拡大が予想されています。



国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」、「日本の地域別将来推計人口」

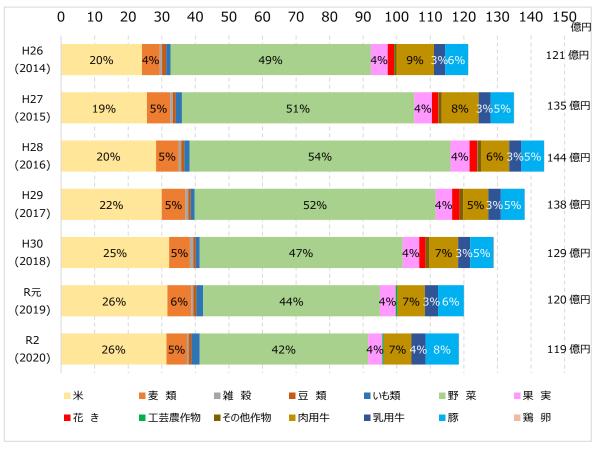
図 3.4 小山市の高齢化率の推移



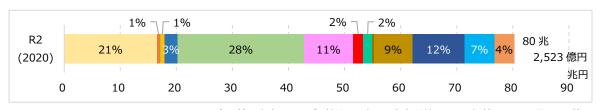
(1)農業産出額

本市の近年の農業産出額は、平成 28(2016)年の 144 億円をピークとして推移しており、令和 2(2020)年は 119 億円となっています。

農業産出額の内訳は、米が 26% (31.4 億円)、野菜が 42% (50.2 億円)、肉用牛が7% (8.3 億円)、豚肉が8% (9.9 億円)を占め、全国平均と比較すると野菜が占める割合の高さが顕著です(全国の野菜の割合は 28%)。



資料:農林水産省作成_農業産出額(市町村別推計)より作成図 3.5 小山市の農業産出額の推移



全国値は本市の品目だけ抽出して表示、本市以外の品目を加算すると 88 兆 938 億円

資料:農林水産省作成_農業産出額より作成

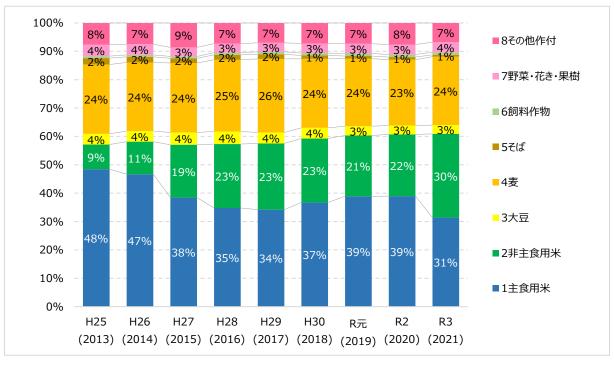
図 3.6 全国の農業産出額

(2) 米·麦·大豆等

米の農業産出額は、令和 2 (2020)年において 26%を占めており、特別栽培米の「生井っ子」などに代表されるコシヒカリを中心に生産していますが、産出額は平成 30(2018)年以降減少傾向で推移しています。麦類は、うどん用小麦「イワイノダイチ」やビール用の二条大麦が生産されており、二条大麦は全国有数の産地となっています。麦類の産出額は、ほとんどが二条大麦が占めており、概ね 6 億円の産出額で推移しています。(図 3.5 参照)

主食用米の国内需要の減少に伴い、経営所得安定対策により、平成 25(2013)年の 48%から令和 3 (2021)年の 31%と、主食用米の作付面積の割合は減少傾向にあります。一方、加工米や飼料用米などの 非主食用米については作付面積の割合が大幅に増加している状況です。そのほか、米に代わる土地利用型作物とされる大豆、麦、そば、野菜・花き・果樹については、面積構成比はほぼ横ばいで推移しています。(図 3.7 参照)

また、本市では米麦の生産者の農業所得向上のため、飼料用米、麦、大豆などの戦略作物への転換を進め、水田のフル活用を図っています。また、米麦等については、無人ヘリコプター等による広域防除を行っており、防除に要する労働力やコストの低減を図っています。

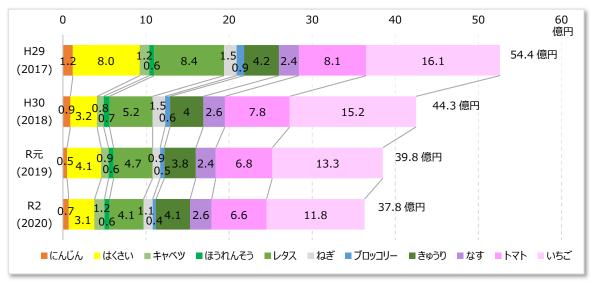


資料:市資料より作成

図 3.7 小山市の生産調整を通じた水田の利用状況面積構成比の推移

(3)野菜

野菜の産出額のうち、令和2(2020)年において、いちごとトマトで48%を占めています。首都圏に多く出荷されるはくさい、レタス、いちご、東北方面にも出荷されるトマトの産出額については、近隣生産地との競合や、価格低下等の影響により近年大幅に減少しています。



資料:農林水産省作成_市町村別農業産出額(推計)より作成

図 3.8 主要野菜の農業産出額の推移

(4) 畜 産

畜産の産出額の大半は、肉用牛と豚が占めています。鶏卵を除き、平成 29(2017)年以降令和 2 (2020)年に至る 4 年間で畜産産出額は増加傾向にあり、なかでも豚は概ね 7.1 億円から 9.9 億円に推移しています。



資料:農林水産省作成_市町村別農業産出額(推計)より作成

図 3.9 畜産の農業産出額の推移

担い手

(1)農家数

本市の農家数のうち、販売農家(主業農家、準主業農家、副業的農家)は、平成 12(2000)年の 4,154 戸から令和 2(2020)年の 1,682 戸と、最近 2 0年で4割程度に減少しています。販売農家の内訳では、主業農家は5割程度、準主業農家は8割程度、副業的農家が6割程度減少しています。



資料:農林業センサス(主副業別経営体数)より作成

図 3.10 農家数の推移

販売農家: 経営耕地面積が30アール(0.3ha)以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家を いいます。

主業農家 : 農業所得が主 (農家所得の 50%以上が農業所得) で、1年間に 60日以上自

営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいいます。

準主業農家: 農外所得が主(農家所得の 50%未満が農業所得)で、1年間に 60日以上自

営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいいます。

副業的農家: 1年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいない農家

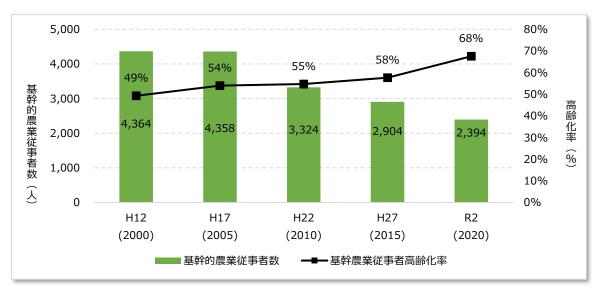
(主業農家及び準主業農家以外の農家) をいいます。

自給的農家: 経営耕地面積が 30 アール(0.3ha)未満かつ農産物販売金額が年間 50 万円未満の 農家をいいます。

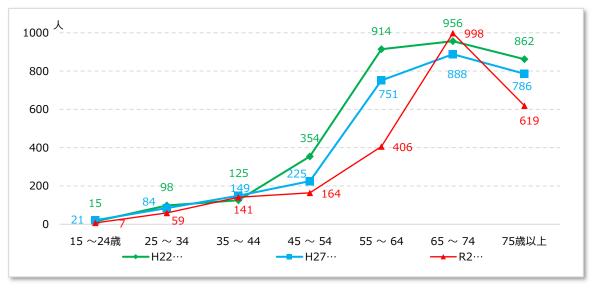
(2) 基幹的農業従事者

本市の基幹的農業従事者は、平成 12(2000)年で 4,364 人でしたが、令和 2(2020)年で 2,394 人となり、最近 20 年で 5割程度減少している状況です。また、基幹的農業従事者の高齢化率(65 歳以上の割合)を見てみると、平成 12(2000)年の 49%から、令和 2(2020)年では 68%に増加しています。(図3.11 参照)

一方、本市の年齢階層別基幹的農業従事者は、45 歳から 54 歳及び 55 歳から 64 歳の年齢層では、 平成 22(2010)年からの 10 年間で半減しています。 (図 3.12 参照)



資料:農林業センサス(年齢階層別の基幹的農業従事者数)より作成 図 3.11 基幹的農業従事者数と高齢化率の推移



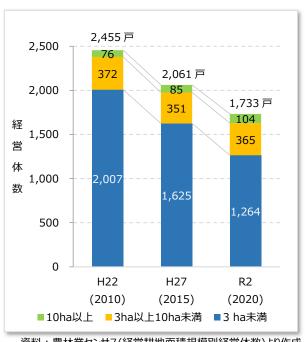
資料:農林業センサス(年齢階層別の基幹的農業従事者数)より作成 図 3.12 年齢階層別基幹的農業従事者数の推移

基幹的農業従事者: 調査期日前1年間、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいいます。

(3) 経営規模別農家数・経営規模別耕地面積

経営規模別農家数において、経営面積 3ha 未満の比較的小規模な経営体数は、平成 22(2010)年で市全体の 82%を占める 2,007 戸であったものが、令和 2(2020)年では市全体の 73%を占める 1,264戸に減少しており、また経営面積 10ha 以上の大規模な経営体数は、平成 22(2010)年で市全体の 3%を占める 76 戸であったものが、令和 2(2020)年では市全体の 6%を占める 104 戸となっています。、農家数は全体的に減少しているものの、大規模経営農家の割合は徐々に増加しています。(図 3.13 参照)

経営規模別耕地面積については、3ha 未満の比較的小規模な経営面積は、平成 22(2010)年で市全体の 39%を占める 2,576ha であったものが、令和 2(2020)年では市全体の 28%を占める 1,664ha に減少しています。一方、10ha 以上の大規模な経営面積は、平成 22(2010)年で市全体の 36%を占める 2,348ha であったものが、令和 2(2020)年では市全体の 42%を占める 2,503ha に増加しています。耕地面積は全体的に減少しているものの、農家の経営面積は拡大していることが伺えます。(図 3.14 参照)



資料:農林業センサス(経営耕地面積規模別経営体数)より作成



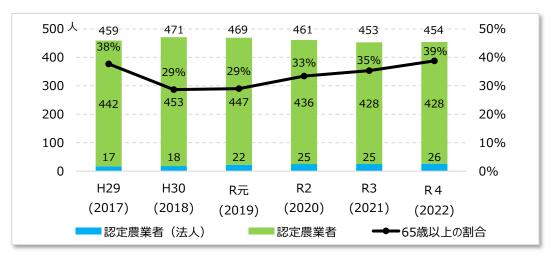


資料:農林業センサス(経営耕地面積規模別面積)より作成

図 3.14 経営規模別耕地面積の推移

(4)認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、市から農業経営改善計画の認定を受けている認定農業者数は、平成 30(2018)年の 471 経営体から減少しつつあり、令和 4(2022)年では 454 経営体となっています。その うち、65 歳以上の認定農業者の割合は、概ね4割程度の状況です。農業法人は、平成 29(2017)年では 17 法人であったものが、令和 4(2022)年には 26 法人となり、徐々に増加している傾向にあります。



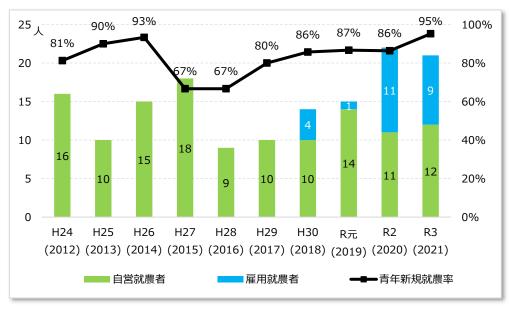
資料:市資料より作成

図 3.15 認定農業者数の推移

(5) 新規就農者

農業の担い手不足が懸念される中、市内で新たに農業に取り組もうとする新規就農者(自営就農者と雇用就農者)は、平成 28(2016)年以降増加傾向にあります。そのうち、雇用就農者は、令和 2 (2020)年以降、新規就農者の概ね半数を占める状況となっています。

また、新規就農者のうち、ほとんどが18~44歳の青年新規就農者となっています。



資料:市資料より作成

図 3.16 新規就農者数の推移

自 営 就 農 者:経営主である者、農業経営を継承する者、将来自分が農業経営を行うことが確実と見込まれる者 (令和 3(2021)年度から経営に従事する「パートナー等」を含む)

雇用就農者:親族以外のものが経営する農業法人等に新たに正規雇用として就業した者

青年新規就農者: 新規就農者のうち、年齢が18~44歳以下の者

(6)集落営農組織

令和3(2021)年現在、市内には42の集落営農組織があります。構成員を年代別に見ると60代が42%、70代が40%を占めています。また、今後後継者確保の見込みがないと回答した集落営農組織は全体の70%を占めています。



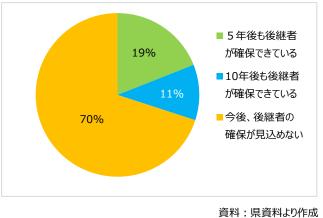


図 3.17 集落営農の年齢構成

図 3.18 集落営農の後継者確保の見込み

(7)担い手への農地集積率

認定農業者、認定新規就農者を始めとする担い手への農地集積率は、令和3(2021)年度で49%となっています。内訳を見ると多くは認定農業者に集積されており、次いで集落営農組織などの組織となっています。

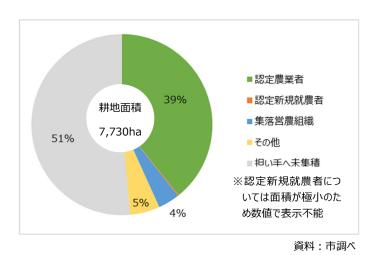
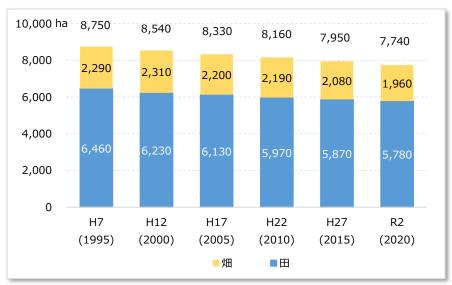


図 3.19 担い手への農地集積状況



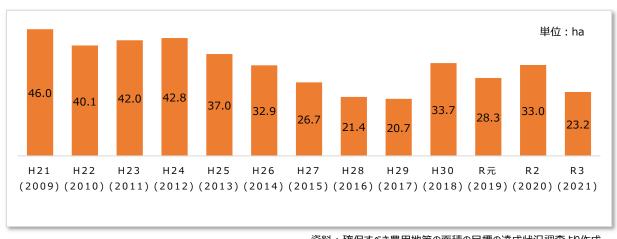
(1) 耕地面積

令和 2 (2020)年現在、本市の耕地面積は 7,740ha であり、地目別に面積割合をみると、水田が 5,780ha(75%)、畑が 1,960ha (25%) となっています。都道府県平均 (67%) と比較すると耕地面積に占める水田面積の割合は高く、ほぼ県内平均 (78%) と同じような土地利用となっています。しかし、水田、畑地のいずれも耕地面積は年々減少しており、なかでも水田は、平成 7(1995)年と比較すると 680ha減少しています。



資料:農林業センサス(耕地面積)より作成 図 3.20 耕地面積の推移

遊休農地の面積は、おおよそ 40ha から 20ha の間で推移しています。



資料:確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査より作成 図 3.21 遊休農地面積の推移

(2) 優良農地の確保

本市においては、集団的農地を農用地区域と定め、優良農地の確保に努めています。これら優良農地においては、持続的に営農が行われるよう、良好な営農条件確保のため、ほ場の大区画化や用排水路等の整備を行ってきましたが、未だ未整備の地域もあります。

一方、農業水利施設においては耐用年数を迎えるものもあり、土地改良施設の長寿命化対策等、施設の 適切な保全管理が求められています。

(3)農村環境の保全

本市では、農村環境の良好な保全と質的向上を図る地域ぐるみの共同活動として、多面的機能支払交付金事業に取り組んでいます。令和3(2021)年度では、農用地面積に占める活動面積の割合(カバー率)が約85%と全国的にも高い水準となっており、その活動が地域に定着しつつある状況です。

また、渡良瀬遊水地の周辺水田では、シギ・チドリ類の重要な渡りの拠点として、環境省の「モニタリングサイト1000」に指定され継続して調査が行われているほか、市内の水田では、「田んぼの生きもの調査」が多くの農家等によって実施され、生きものを育む環境にやさしい農業が推進されています。

特に、コウノトリ・トキの野生復帰を目指して、夏期のほ場へ湛水し、年間を通して生物の生息環境を創出する「なつみずたんぼ」は、令和3(2021)年現在、渡良瀬遊水地に近い市内5地区(生井・寒川・中・穂積・豊田)で実施しており、コウノトリについては、渡良瀬遊水地において定着、3年連続の野外繁殖が見られるなど、渡良瀬遊水地と周辺水田との一帯的環境の効果が得られています。

(4)有機農業

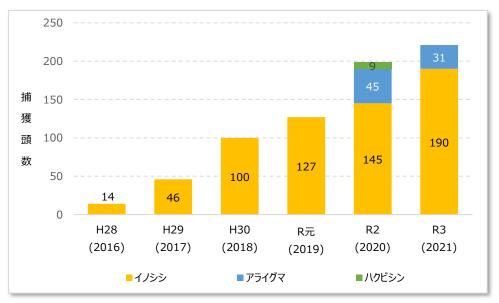
本市では、平成24(2012)年度から人と環境にやさしい「ふゆみずたんぼ」の取組を実施しています。

「ふゆみずたんぼ」は冬期の水田に湛水することで、稲わら等が水中で分解され、微生物や藻を発生させることで、それらを餌とする水生生物の生息環境や水鳥の採餌環境の保全を図りつつ、無農薬・無化学肥料の水稲栽培に取り組むものです。令和3(2021)年時点で、9名の農家、6 ha の水田で「ふゆみずたんぼ」により約18t の米が生産されました。

さらに、本市では、国の「みどりの食料システム戦略」の策定を契機として、令和 3(2021)年 12 月に小山市有機農業推進協議会を設立し、生産から消費まで一貫した有機農業産地づくりの推進に取り組んでおり、令和 5(2023)年 3 月に「オーガニックビレッジ宣言」を行いました。

(5) 有害獣による農作物被害

近年、市内の農作物の鳥獣害が急速に増加しています。なかでも、イノシシの被害は深刻なものであり、ここ数年は 100 頭以上が捕獲され、農作物の被害額も令和 3(2021)年度には 120 万円に及んでいます。また、ハクビシンやアライグマなどに関する相談や被害報告も増えており、市内全域で被害が確認されている状況です。



資料:市資料より作成

図 3.22 有害獣の捕獲頭数の推移

(6) 平地林の保全

平地林は、渇水や洪水の防止だけでなく、生物多様性の保全など多面的機能を有していますが、本市の平地林は、集落に隣接しているものが多く、地域住民の生活環境に強く密着しています。

本市では民間が所有する平地林が多く、これらは所有者による維持管理を基本としつつ、市と所有者、地域 住民が連携し、とちぎの元気な森づくり県民税事業などを活用し、下草刈りなどの適切な保全・維持管理に取り組むことにより、農村地域における良好な生活環境を形成しています。

また、市が所有する保安林では、下草刈り等の維持管理や遊歩道の設置などの環境整備に努めており、市民の憩いの場として利用されています。

農村の振興

(1)農村の現状

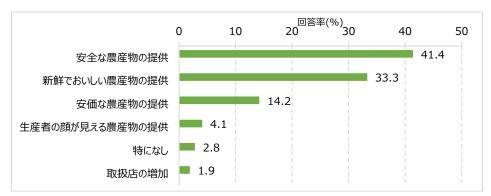
農村部においては、農業従事者の高齢化や農家数の減少により、農業をはじめとする地域の経済活動の停滞や耕作放棄地の拡大、鳥獣被害の発生、地域コミュニティの低下等の課題が生じており、農業生産の維持・拡大だけでなく、地域資源を活かした農村活性化の取組が求められています。

(2) 都市と農村の交流推進

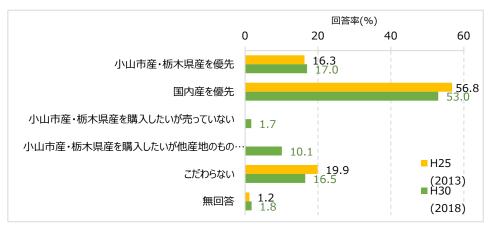
都市と農村の交流に加え、農作業を通じた食育の推進と農業への関心向上を目的とし、平成 22(2010) 年に道の駅思川の南側に市民農園を開設しました。貸農園として 196 区画を整備し、多くの方に利用されています。そのほか、野菜の種まき・収穫体験、田植え・稲刈りのイベントを開催し、農業体験の場を提供しています

(3) 食の理解の推進

本市では、小山市産・栃木県産の農産物(農畜産物)を意識して購入する市民の割合が2割弱にとどまっています。そして、市では毎月8日を「わ食の日」に指定し、食育の啓発運動を実施しているほか、市内の学校給食では、地場産の農畜産物の使用に努めています。さらに、民間の料理サイトと連携し、小山産農畜産物を使用したレシピを作成し公開するなど、地産地消の推進に向けた取組を行っています。



資料:第4期おやま地産地消・食育推進計画より作成 図 3.23 小山市産・栃木県産の農産物に望かもの



資料:第4期おやま地産地消・食育推進計画より作成

※H25 調査では、H30 調査の調査項目の違いから、一部の項目を表示していないため、累計が 100%になりません。 図 3.24 農産物を購入する際に意識する産地



小山農業の姿と農業を取り巻く潮流を踏まえ、市の農業振興における内部環境(強みと弱み)とそれを取り巻く外部環境(機会と脅威)を以下に整理します。

<SWOT の各要素>

S:強み(Strength) : 市の農業振興に好影響を与える内部環境の要素 W:弱み(Weakness) : 市の農業振興に悪影響を及ぼす内部環境の要素 O:機会(Opportunity): 市の農業振興に好影響を与える外部環境の要素 T:脅威(Threat) : 市の農業振興に悪影響を及ぼす外部環境の要素

プラス面マイナス面

小山農業の強み

- ①豊かな田園環境
- ②標高差のない広大な農地
- ③県内有数の農畜産物の生産拠点
- ④農業生産基盤整備が進んでいる
- ⑤農業経営の大規模化
- ⑥麦類、野菜類の生産量の多さ
- ⑦環境にやさしい農業の普及
- ⑧特別栽培米の生産
- ⑨多面的機能の維持・発揮を図る活動の定着

小山農業の弱み

- ① 農家の減少と高齢化
- ② 集落営農組織の構成員の高齢化
- ③ 多くの生産者の経営が米麦に集中
- ④ 土地改良施設の老朽化
- ⑤ 点在する遊休農地
- ⑥ 地域資源や農畜産物のPRの必要性

小山農業の機会

- ①交通の要衝
- ②温暖な気候
- ③大消費地に近接
- ④新規就農志向の高まり
- ⑤スマート農業技術の確立
- ⑥輸出に向けた環境の進展
- ⑦地産地消の意識の高まり
- ⑧グリーンツーリズムへの関心の高まり
- ⑨食の簡便化志向の高まり
- ⑩食の安全・安心志向の高まり
- ⑪農業技術を学ぶ総合産業高校

(小山北桜高校)

小山農業の脅威

- ① 人口減少と少子高齢化
- ②コロナ禍による経済活動の低迷
- ③ 自然災害や鳥獣被害
- ④ 需要量の減少
- ⑤ 近隣生産地との販売競合・野菜価格の下落
- ⑥ 輸入農産物量の拡大

図 3.25 小山市農業に対する SWOT 分析



SWOT分析よりクロスSWOT分析を実施します。それぞれの領域では、以下のように検討します。

強み×機会:強みを活かしながら、新規市場への参入やシェア拡大を狙うための積極戦略を検討

弱み×機会:「強み×機会」に転化できるよう、事業の改善策など段階的戦略を検討

強み×脅威:強みを活かして脅威の影響を抑えるための差別化戦略を検討

弱み×脅威:最悪のシナリオを回避するための防衛戦略を検討

この結果、本市の農業振興計画における基本戦略は下図のとおり整理されます。

表 3.26 クロス SWO T分析結果一覧表

		43.20 70人3 W O 1 万小市0木			
		内部環境			
		強み ①豊かな田園環境 ②標高差のない広大な農地 ③県内有数の農畜産物の生産拠点 ④農業生産基盤整備が進んでいる ⑤農業経営の大規模化 ⑥麦類、野菜類の生産量の多さ ⑦環境にやさしい農業の普及 ⑧特別栽培米の生産 ⑨多面的機能の維持・発揮を図る活動の定着	弱み ①農家の減少と高齢化 ②集落営農組織の構成員の高齢化 ③多くの生産者の経営が米麦に集中 ④土地改良施設の老朽化 ⑤点在する遊休農地 ⑥地域資源や農畜産物のPRの必要性		
外部環境	機会 ①交通の要衝 ②温暖な気候 ③大消費地に近接 ④新規就農志向の高まり ⑤スマート農業技術の確立 ⑥輸出に向けた環境の進展 ⑦地産地消の意識の高まり ⑧グリーンツーリズムへの関心 の高まり ⑨食の簡便化志向の高まり ⑩食の安全・安心志向の高まり ⑪農業技術を学ぶ総合産業 高校(小山北桜高校)	強み×機会 (積極戦略) ●担い手への集積・集約化の推進 ②③4⑤*5 ●麦類・野菜類の生産拡大 ⑥*①2③ ●有機農業の推進 ⑦⑧*⑩ ●販路の拡大・確保 ③⑤⑥⑧*①③⑥9 ●農商工等連携や6次産業の推進 ③⑥*⑦ ●食育や地産地消の推進 ⑥⑦⑧*⑦⑩ ●グリーンツーリズムの推進 ①*①2⑧⑩ ●田園回帰による農村への受入体制の構築 ①*①2⑧⑪ ●平地林・ため池などの地域資源の保全 ①*①8	弱み×機会(段階的戦略) ● 新規就農者の確保 ・農福連携等による多様な人材の確保		
境	脅成 ①人口減少と少子高齢化 ②コロナ禍による経済活動の 低迷 ③自然災害や鳥獣被害 ④需要量の減少 ⑤近隣生産地との販売競 合・野菜卸値の下落 ⑥輸入農畜産物量の拡大	強み×脅威 (差別化戦略) ●地域特性を生かした作物の生産振興	現み×脅威(防衛戦略) ●需要に応じた米麦生産体制の確立 ③*4 ●米麦主体から高収益作物への転換		

多 分析と課題のまとめ

本市の農業の課題を、基本戦略に基づいて、1)農業所得の向上、2)担い手の確保、3)基盤整備の推進と農地の有効活用、4)環境にやさしい農業や魅力ある農村づくりの観点から、以下に整理します。

課題1 収益性の高い農業や農畜産物の高付加価値化と販路拡大

- 1) 需要に応じた米麦生産体制の確立
- 2) 土地利用型作物である園芸作物による高収益農業への転換
- 3) 畜産物の高いブランド力による畜産農業者の収益強化
- 4) スマート農業の活用による作業効率化、経費削減や生産技術の安定
- 5) 地域特性を生かした作物の生産振興
- 6) 農畜産物のブランド化とプロモーション
- 7) 農商工等連携や6次産業化の推進
- 8) 農産物・加工品の輸出

課題2 担い手の育成・確保や多様な人材の活躍支援

- 1) 新規就農者や農業後継者の育成支援
- 2) 認定農業者や集落営農の育成支援
- 3)企業の農業参入の促進
- 4) 担い手への農地の集積・集約化
- 5) 女性農業者の活躍支援や農福連携等の取組支援

課題 3 農業生産基盤整備の推進と農地の有効活用

- 1) 優良農地の整備、担い手確保に向けた継続的な土地改良事業の推進
- 2) 土地改良施設の長寿命化のための適切な保全管理
- 3) 農地の適切な保全管理
- 4) 遊休農地の解消や鳥獣害対策の適切な推進

課題4 環境にやさしい農業や魅力ある農村づくり

- 1) 慣行農業からSDGsを背景とした環境にやさしい減農薬・無農薬農業への転換
- 2) 安全・安心な地元産食材の安定的な供給の推進
- 3) 田園回帰志向を踏まえた関係人口の創出・拡大に向けた受入れ体制の構築
- 4) 都市との交流を推進する農泊・グリーンツーリズムなどの推進
- 5) 食育による小山農作物の市民認知度向上



IV. 本市農業の将来像





(1) 将来像

本市の農業が次世代に向け持続的に発展できるよう、以下の「農業振興の将来像」を設定し、「田園環境都市おやま」ならではの必要な施策や取組を進めていきます。

伸ばそう!育もう!活かそう!紡ごう!

おいしさと豊かさを紡ぐ新時代の小山農業プラン

(2) 基本目標と基本方針

将来像の実現に向けた計画の基本目標を4つの観点から分類し、それぞれの基本方針に基づき将来像の 実現に向けた施策を展開していきます。



(基本目標) 伸ばそう!

(基本方針)

- 収益性の高い農業の実現。
- 農畜産物の高付加 価値化と販路拡大



(基本目標) 育もう!

(基本方針)

- 担い手の育成・確保
- 多様な人材の活躍



(基本目標) 活かそう!

(基本方針)

- 地域のニーズに応じ た基盤整備の推進
- 農地の適切な保全 管理と優良農地の 確保



(基本目標) 紡ごう!

(基本方針)

- 環境にやさしい農業
- 安全安心な地元食 材の安定的な供給 の推進
- 魅力ある農村づくりと 農産物の魅力発信

おいしさと豊かさを紡ぐ新時代の小山農業プラン

図 4.1 農業振興計画の基本目標と基本方針



● 伸ばそう!

農業が魅力ある職業であり、農業者の生活を守るためには経営基盤の確立と農業所得の確保が重要です。 このため、米麦・園芸作物等の安定生産や生産拡大などによる収益性の高い農業の実現を目指すとともに、 農畜産物のブランド化などによる高付加価値化と販路拡大を推進し、農業所得を伸ばします。

育もう!

農家が減少していく中で、本市農業が持続的に発展するためには、地域農業を支える人材の確保が重要です。このため、次代を担う経営感覚に優れた農業の担い手の育成・確保や、労働力不足に対応するための多様な人材の確保により、市内で活躍する農業者を育みます。

● 活かそう!

農業者を含めた地域住民の生活の場である農村地域の振興と収益性の高い農業の実現にあたっては、その 基盤となる農地や土地改良施設の適切な維持・保全が必要です。地域のニーズに応じた基盤整備や優良農 地の確保に努めながら、地域の貴重な財産である農地等の資源を積極的に活かします。

紡ごう!

農業・農村の有する多面的機能の発揮を通じて、小山農業の新たな価値の創出に向け、環境にやさしい農業、都市と農村の交流を促進する農泊・グリーンツーリズム、地産地消・食育の推進により、魅力ある農業・農村の姿を紡ぎます。



本市の農業振興の将来像の実現に向けた4つの方向性とそれに対する基本目標、基本方針と施策展開は、下図の通りです。

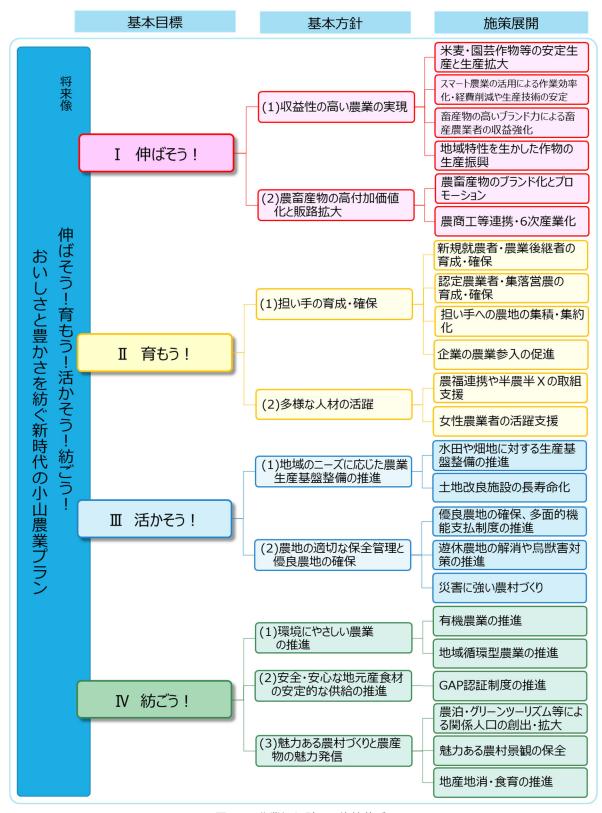


図 4.2 農業振興計画の施策体系



V. 施策の展開





基本方針 1 収益性の高い農業の実現











9 ##67(65

(1) 米麦・園芸作物等の安定生産と生産拡大

施策の方向性

主食用米の需要が減少傾向にあるため、水田農業の高収益化を推進し、農業所得の向上を図ります。

- ★水田地帯では、麦等の二毛作を推進し、水田の高度利用を求めていきます。
- ★米のほか野菜等の高収益作物などを適切に組み合わせ、複合経営による水田農業の高収益化と生産 拡大を推進します。

具体的な取組

- ●市の基幹作物である主食用米や非主食用米は、需要に即した計画的な生産を推進していきます。
- ●水田を高度利用する二毛作の取組を支援します。
- ●水田に新たに園芸作物等の高収益作物を導入する農業者の取組を支援します。
- ●水稲・麦・大豆の病虫害防止のため、無人へリ等による広域防除の実施を支援し、作物の安定生産を確保 します。
- 天候不順等による収量や品質の低下に対応するための営農情報の提供や経営安定のための収入保険への加入を推進します。

(2) スマート農業の活用による作業効率化・経費削減や生産技術の安定

施策の方向性

ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現するスマート農業の導入により、農作業の省力化を図り、農業経営の安定化を図ります。

具体的な取組

- ●本市農業に適したスマート農業のあり方など、普及に向けた検討を行い、農家へ情報発信するなど、ICT等を活用した農業の普及・啓発・運用体制の整備に努めます。
- ●水田の水管理を遠隔・自動制御化可能とするほ場等スマート農業の効果を最大限発揮できるよう農業生産基盤整備と関連付けた検討を行います。

(3) 畜産物の高いブランド力による畜産農業者の収益強化

施策の方向性

肥育素牛価格や飼料費の高騰など厳しい経営環境のなか、畜産農業者の収益力強化の取組を推進します。

- ★和牛肥育農業者の生産基盤を強化し、ブランドであるおやま和牛の生産振興を図ります。
- ★ 畜産農業者の飼養管理技術等を向上し、経営の安定化を図るため、家畜の自衛防疫事業を促進します。

具体的な取組

- ●和牛の飼養頭数を維持していくため、肥育素牛の導入を支援します。
- ●各種伝染性疾病の発生を未然に防止するための各種防疫事業に要する経費を支援します。

(4) 地域特性を生かした作物の生産振興

施策の方向性

ユネスコ無形文化遺産「結城紬」の原料となる繭の生産に欠かせない桑栽培をはじめ、日本有数の生産量と 品質を誇る「かんぴょう」や「はとむぎ」の生産振興を引き続き支援します。

- ●繭の生産に取り組む養蚕農業者を支援します。
- ●はとむぎの生産量を維持していくため、生産者に対し作付面積に応じた補助を行います。
- ●県内市町で運営する協議会に参加し、かんぴょうの生産振興・消費拡大に取り組みます。

基本方針 2 農畜産物の高付加価値化と販路拡大















(1) 農畜産物のブランド化とプロモーション

施策の方向性

地元産農畜産物の消費拡大に向けた取組を推進します。

- ★農畜産物の県や市のブランドの普及・確立により、認知度の向上やイメージアップ、地産地消に繋げていきます。
- ★農畜産物のブランド化により、多様な販路の確保や拡大、地産地消を推進していきます。

具体的な取組

- ●生産者、関係機関等とともに生産量の増加に対する取組を検討し、市場でのシェアを高めることで消費者認知度の向上を図ります。
- ●地元産農畜産物の知名度向上のため、市内外で開催される各種イベントへのPRに積極的に参加するとと もに、量販店PR等を展開し、イメージづくりに取り組みます。
- 首都圏に位置する「小山の強み」を活かしつつ、海外を含めた販路の開拓を支援します。

(2) 農商工等連携・6次産業化

施策の方向性

★農村での新たな所得機会の創出と農畜産物の高付加価値化を図るため、小山の多様な地域資源を活用 した6次産業化や農商工等連携を推進します。

具体的な取組

- ●農業者が主体となって経営の多角化に取り組む6次産業化の推進に加え、農業者(1次産業)、製造・加工業者(2次産業)、販売業者(3次産業)の連携により新たなサービスや商品の開発に取り組む農商工等連携を支援します。
- ●関係機関と連携し、6次産業化・農商工等連携に取り組む意欲のある農業者等の相談対応を行います。
- ●各種支援策の活用により、小山の地域資源を用いた新商品や新サービスの開発等を支援します。
- 栃木 6 次産業化サポートセンターを活用し、6 次産業化に取り組もうとする方から、既に取組を開始している 方まで総合的に支援します。

指標 現状 R3(2021)年		目標 R9(2027)年	備考
高収益作物の作付面積	119ha	132ha	
大豆の作付面積	183ha	240ha	



基本方針 1 担い手の育成・確保















(1) 新規就農者・農業後継者の育成・確保

施策の方向性

- ★関係機関が連携し役割を分担して、就農準備段階から農業経営開始までに必要な技術や知識の習得な どきめ細やかな支援を行います。
- ★経営開始後の早期の経営確立やさらなる農業経営発展に向け、中・長期的なサポートを行います。
- ★独立自営の新規就農者のみならず、親元就農者や雇用就農者などの幅広い農業者に対しても支援を行い ます。

具体的な取組

- ●農業を職業として選択してもらえるよう、青年層だけでなく定年帰農者や兼業農家に対し、農家の魅力や充 実した支援体制を積極的に PR していきます。
- ●農地の取得は農業委員会、経営資金の相談や技術指導は農業協同組合・農業振興事務所など農業関 係機関・団体が役割を分担し、専門的な支援を行います。特に、栽培作目に特化した技術・経営ノウハウの 習得に関しては、JA おやまと関係市町等で構成される JA おやま新規就農塾推進協議会において支援を行 います。
- ●新規就農者に就農直後の農業収入を支援する資金や、就農後のさらなる経営発展を支援する補助金を 交付し、早期の農業経営の安定化を促します。
- ●若手農業者には青年等就農計画を策定したのち新規就農者としての認定取得を促し、早期の経営目標 達成を支援します。また、さらなる経営の発展を目指すものには、農業経営改善計画を策定し認定農業者と なるよう計画的に誘導していきます。
- ●青年就農者の意見を市政に反映させるために、若手農業者と本市との意見交換会の機会を設け、農業者 が直面する問題の解決に努めます。
- ●地域の若手農業者のネットワークを構築するため、若手農業者で組織される小山市青少年クラブ協議会 (小山市4H クラブ協議会)の運営を支援します。

(2) 認定農業者・集落営農の育成・確保

施策の方向性

- ★ 関係機関・団体と連携を図りつつ、専業・兼業を問わず認定農業者を育成・確保するとともに、各経営体 の将来目標や経営発展段階に応じた支援を行います。
- ★ 地域の担い手として重要な役割を担う集落営農組織の経営の安定化を図るとともに、法人化や複数組織 による連携・広域化等の体制強化への取組を推進します。

具体的な取組

- 認定農業者制度の周知を行い新規認定の掘り起こしを図るとともに、農業経営改善計画の認定申請に向けた相談対応や計画作成の支援を行います。
- 認定農業者が農業経営改善計画に沿って経営改善が図られるようフォローアップに努めるとともに、とちぎ農業経営・就農支援センター等の専門家の活用により法人化や経営継承等の更なる経営発展の取組を支援します。
- 認定農業者協議会と連携し講演会やセミナーを開催するとともに、農業者同士の交流・情報交換の機会を創出します。
- 集落営農組織が将来にわたって持続的な運営ができるよう、地域内外からの新たな人材の確保、収益性の高い作物の導入、集落営農組織の法人化、共同利用機械等の導入など地域の実情に応じた取組を総合的に支援するとともに、複数組織による連携・広域化等を推進します。
- 農地や水路等の維持管理活動など、地域住民等の参画により地域ぐるみで担い手をサポートする仕組みづくりを推進します。

(3) 担い手への農地の集積・集約化

施策の方向性

★人・農地プラン(地域計画)の策定・実行を通じて、農地中間管理事業(農地バンク事業)を活用した 担い手への農地の集積・集約化を推進します。

具体的な取組

- これまでの人・農地プランの実質化の取組を踏まえ、関係機関・団体との役割分担と連携のもと、地域での 話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定します。
- ●地域計画の実現のため、農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地中間管理事業(農地バンク事業)を活用した農地の集積・集約化に向けた取組を推進します。
- ●農業委員会による農地の出し手・受け手の意向等の把握や利用関係の調整を通じて、農地利用の最適 化の推進を図ります。

(4)企業の農業参入の促進

施策の方向性

★担い手の確保が困難な地域の農業を維持・発展させるため、地域との調和に配慮した企業の農業参入を 促進していきます。

- ●農業委員会や農地バンク等と連携し、新規参入企業への農地情報の提供や農地取得を支援していきます。
- 県下都賀農業振興事務所や農業協同組合等と連携し、新規参入企業に対し生産技術習得や販路確保を支援していきます。
- ●農業委員会等と連携し、新規参入企業と地域や地元農家とのつながりを支援していきます。

基本方針 2 多様な人材の活躍













(1) 農福連携や半農半 X の取組支援

施策の方向性

担い手不足や高齢化が進む農業分野において、多様な働き手の確保につなげるため、農福連携や半農半 X等の取組を支援します。

具体的な取組

- ●農家や障がい福祉事業所へ農福連携のメリットを積極的に発信し、マッチングを進めるなど、とちぎセルプセン ターや県農業振興事務所と連携し農福連携を推進します。
- ●半農半 X の希望者や実践者に対し、積極的な情報発信を行うとともに、農業経営の開始にあたっては関係 機関・団体と連携しながら総合的なサポートを行います。

(2) 女性農業者の活躍支援

施策の方向性

「第5期小山市農業・農村男女共同参画推進ビジョン」に基づき、次代を担う女性農業者の育成・確保と 女性が進んで農業経営に参画し活躍することができる社会の実現に向けた取組を推進します。

具体的な取組

- ●営農や経営に関する研修会や女性農業者ネットワーク等への参加を支援します。
- ●女性農業者が経営者として農業経営に参画できるよう、認定農業者の共同申請を推進します。
- ●家族で行う農業経営において、家族経営協定の締結や定期的な見直しにより、女性農業者の就業条件の 整備を支援します。

指 標	現状 R3(2021)年	目標 R9(2027)年	備考
新規参入者数	21 人	140 人	目標値は累計
認定農業者数	454 人	500 人	
担い手への農地利用集積率	48.5%	80%	



基本方針 1 地域のニーズに応じた農業生産基盤整備の推進









(1) 水田や畑地に対する生産基盤整備の推進

施策の方向性

効率的かつ安定的に担い手が営農しやすい農村環境づくりを目指すため、農業生産基盤の整備を推進します。

- ★水田地帯では、ほ場の大区画化、暗渠排水設置による排水機能の向上により、畑地に転換しやすい基盤整備を行います。また、畑地帯では、未整備な狭小農地を区画化し、パイプラインや農道の整備、担い手への集積・集約化を進めます。
- ★土地改良区と連携し、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善を進めます。

具体的な取組

●県や土地改良区と連携し、農業農村整備事業(農道やほ場、水路等の整備)の推進を図るとともに、農地の集積・集約化や生産基盤の強化に努め、効率的な農地利用を推進します。

(2) 土地改良施設の長寿命化

施策の方向性

農業水利施設を始めとする土地改良施設が将来にわたり安定的な機能を発揮し、持続的な保全管理が 図られるよう、施設の老朽化の進行や機能低下の状況に応じた補修・更新等を計画的に行い、施設の長寿 命化を推進します。

- ●多面的機能支払交付金活動組織による施設の長寿命化のための活動を支援し、活動区域内の老朽化した た農道・農業用用排水施設等の農業用施設について、補修・更新を推進します。
- ●土地改良区が行う農業農村整備事業を支援し、老朽化した農業用用排水施設等の更新を推進します。

基本方針2 農地の適切な保全管理と優良農地の確保















(1)優良農地の確保、多面的機能支払制度の推進

施策の方向性

- ★良好な営農環境の維持に向け、優良農地の確保及び農地の適切な保全管理を図ります。
- ★農地や農村環境の維持・改善を図るため、都市部と農村部の住民との交流、地域の世代間交流やコミュニ ティの向上を促し、非農業者を含めた住民の共同活動による保全管理を推進します。

具体的な取組

- ●農業振興地域制度の適正な運用により、関係機関と連携しながら農業振興を図る必要のある地域において農地の計画的な利用を推進します。
- ●国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成など、農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮させるため、農地・水路・農道等の地域資源の保全活動や景観形成活動、たん水被害に備えた田んぼダムの取組 (グリーンインフラ) など、多面的機能を支える共同活動への支援を推進するとともに、都市住民等の非農業者の共同活動への参加を促し、共同活動の活性化や質の向上を図ります。

(2) 遊休農地の解消や鳥獣害対策の推進

施策の方向性

- ★農村環境や農業経営に対し、さまざまな支障となる遊休農地を解消するため、営農可能な状態に回復する ための支援を行います。
- ★関係機関、関係団体との協力を図りながら、地域の方々と連携し、農作物への鳥獣害防止対策を推進します。

- ●遊休農地の増加は、農村地域から活力を奪い、農地の持つ多面的機能の喪失にもつながるため、農業委員会等関係機関と連携し遊休農地の把握に努めます。
- ●人・農地プラン(地域計画)や、集落協定に基づく遊休農地の解消、新規参入者への農地情報の提供など農用地等の機能低下を防止するための活動を促進します。農村環境や農業経営の現場でさまざまな問題を引き起こす遊休農地を解消するため、営農可能な状態に回復するための支援を行います。
- ●有害獣による農作物被害が発生している河川や平地林に近接している対策が必要な地域には、地域単位 で鳥獣対策協議会を結成し、協議会に対して侵入防止柵の設置や藪の刈払いによる緩衝帯整備のための 乗用草刈機の貸出など、環境整備活動を支援していきます。
- ●思川河川敷については、県の河川整備事業を導入し、イノシシの棲みにくい環境整備を継続していきます。

(3)災害に強い農村づくり

施策の方向性

近年、激甚化する豪雨災害や地震に備え、農地・農業用施設に対するハード・ソフトの一体的な防災・減災対策を強化していきます。

具体的な取組

- ●国・県・土地改良区と連携し、排水ポンプや農業用排水路、ため池放流施設等の日常点検を継続的に実施することで、農地・農業用施設に対する必要な防災・減災対策を検討していきます。
- 市内の防災重点農業用ため池ハザードマップの提供を通じて、市民の災害への備えや避難行動を、継続的 に周知していきます。
- ●他市町村や災害復旧支援組織と災害協定を締結するほか、国・県と連携し災害復旧に対する初動体制を 強化していきます。
- 被災後のいち早い農家の営農再開に向けて、農地・農業用施設に対する災害復旧事業の迅速化に取り 組みます。

指 標	現状 R3(2021)年	目標 R9(2027)年	備 考
遊休農地の解消	23.2ha	17.9ha	
基盤整備事業の整備面積	393.9ha	534.6ha	



基本方針1 環境にやさしい農業の推進















(1) 有機農業の推進

施策の方向性

農業は食料を生産するだけでなく、農地やその周辺における生物多様性の保全を含む多面的な機能を有しており、市民全体がその恩恵を受けています。有機農業をはじめとする環境保全型農業は、持続的な農業を実現するために必要不可欠です。

本市では、田園環境都市おやまに相応しい地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援し、「環境負荷の低減」と「収益性の向上」の両立を図りながら、カーボンニュートラル実現に向けた持続可能な農業を推進します。

具体的な取組

- ●「オーガニックビレッジ」として、有機農産物等の生産から流通消費まで一貫した地産地消と地域経済の循環を創出します。
- 環境にやさしい「ふゆみずたんぼ」、「なつみずたんぼ」の取組を継続し、減農薬・無農薬農業の取組を図っていきます。

(2) 地域循環型農業の推進

施策の方向性

安全・安心で品質の良い粗飼料を求めつつ、高騰している飼料費の低減を図りたい畜産農業者と、有効利用されず焼却されている稲わらが出る耕種農業者を結び付けることで、地域資源の有効活用と飼料自給率の向上を目指すとともに、化学肥料等による環境負荷の軽減にも配慮した地域循環型農業を推進します。

- 畜産農業者から米や野菜等を生産している耕種農業者へ堆肥を供給し、化学肥料を低減するとともに、耕 種農業者は飼料作物を生産し、稲わら等を畜産農業者の家畜の飼料として供給するなど、耕畜連携による 循環型農業を推進します。
- ●ほ場の状況に応じた適正施肥を推進するほか、緑肥(カバークロップ)等による土づくりを推進します。

基本方針2 安全・安心な地元産食材の安定的な供給の推進









(1) GAP 認証制度の推進

施策の方向性

農畜産物(食品)の安全や、農業の持続可能性を確保し、より良い農業経営を実現するために、食品安 全や環境保全、労働安全等について農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行う GAP (農業生 産工程管理)の取組を支援します。

具体的な取組

●第三者機関からGAP認証を受けることで、生産工程が管理され食品安全をはじめとする持続可能な農 業生産への取組が客観的に証明されることから、制度内容を周知するとともに GAP 認証の取得を推進しま す。

基本方針3 魅力ある農村づくりと農産物の魅力発信















(1) 農泊・グリーンツーリズム等による関係人口の創出・拡大

施策の方向性

農業・農村の多面的な機能を活かし、グリーンツーリズム等による都市との交流を通じて農村の活性化を図る とともに、都市部を含む市民全体に農業及びその取り巻く環境に対する理解と関心を深めます。

- ●ワーケーションとして利用される農泊など体験滞在型のグリーンツーリズムや地域資源を活用したマイクロツーリ ズムなどによる農村活性化のための方策を推進していきます。
- ●海外を視野に入れ、インバウンドへの対応も含めた観光施策との連携を推進します。
- ●都市部に住む若者を中心とした田園回帰志向などをふまえ、観光・環境・教育分野などと連携を図り、積極 的な"おやま"の農業の情報発信に努めるなど、都市と農村の交流を促進します。特に、市内の都市部と農村 部の住民とのマッチングを図るため、インターネットを活用した交流サイトを通じて、市内の農業や農村環境の 維持活動に興味や関心の高い方との交流を活発化していきます。
- ●活き活き農ライフサポート制度を活用した、都市部の非農家による農作業ボランティアの拡大を図ります。
- ●魅力ある農村づくりに向け、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動へ の都市住民の積極的な参加を促し、都市・農村交流型の多面的機能支払交付金活動を推進します。

(2) 魅力ある農村景観の保全

施策の方向性

農業が営まれることにより、農地や田畑に育った作物、農家の家屋、その周辺の水辺や平地林などが一体となった農村の田園風景の保全を図ります。

具体的な取組

- ●農業・農村の有する多面的機能の一つでもある自然環境の保全や良好な景観形成の維持・発揮を図るための地域の共同活動として、田んぼの生きもの調査や植栽等の多面的機能支払交付金活動を推進します。
- ●市民に身近な自然環境としてうるおいとやすらぎを与えている緑豊かな平地林を保全することは、農村における良好な生活環境を維持するとともに、生物多様性の保全にもつながっており、市では県と連携しながら、市と平地林の所有者、地域住民団体との三者協定等による保全策に取り組んで行きます。

(3) 地産地消・食育の推進

施策の方向性

- ★地元産の農産物を販売する農産物直売所を支援するとともに、学校給食の食材として地元の農産物を安定的に生産・供給する取組を支援します。
- ★健全な食生活を進める食育を通じて、市民の心身の健康を支える取組を支援していきます。
- ★地産地消の取組を通じて、「エシカル消費」の普及・啓発に努めます。

具体的な取組

- 引き続き、本市独自の取組である「わ食の日」など食育の啓発運動を推進していきます。
- ●民間料理サイトと連携し、地元の農産物やブランド農産物を使った料理を発信し、本市の農産物や食を支える農家の活動の重要性について、市民の理解が深まるよう努めます。
- ●新鮮でおいしい地元の農産物の消費拡大のため、直売所やスーパーの地場野菜コーナー等、地元農産物や取扱店舗の PR に取り組みます。
- ●地域の農業者や関係機関等と連携し、農業体験を通じて子どもたちが食育を学ぶ環境づくりを推進します。
- ●学校・保育施設等の給食食材の調達において、需給バランスに応じた地元産米・野菜・くだもの・特産品や 有機農産物等の地産地消による消費拡大を促進します。
- ●市民農園や体験農園での農業体験等を通じて、食を支える農業への関心を高め、食と農の重要性への理解や農業に関する知識の習得を推進します。
- ●公民館等で講座を開催し、地産地消・エシカル消費等の普及・啓発に努めます。

指 標	現状 R3(2021)年	目標 R9(2027)年	備 考
有機農業の面積	6ha	30ha	
地元の農産物やブランド農産物を	19 品	24 品	
使った料理の発信数			
市民農園・体験農園の参加者数	302人	362 人	



用語集



	用語	
あ		
	ICT	Information and Communication Technologyの略。情報や通信に関する技術の総称
()	活き活き農ライフ サポート制度	「農業に興味がある、園芸や野菜作りを学びたい、健康のために体を動かしたい」とお考えの非農家の方にサポーターとして登録していただき、「農業に理解をもってほしい、労働力が不足している」という農家の方の想いに応え、農作業をボランティアとして手伝ってもらう小山市の制度
う		
え	エシカル消費	地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動
	SDGs(持続可能 な開発目標)	Sustainable Development Goalsの略。平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、令和12(2030)年を期限とする国際社会全体の開発目標。飢餓や貧困の撲滅、経済成長と雇用、気候変動対策等包括的な17の目標を設定。法的な拘束力はなく、各国の状況に応じた自主的な対応が求められる。我が国では、平成28(2016)年5月に、SDGsの実施のために閣議決定で「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置。同年12月にSDGs実施のための我が国のビジョンや優先課題等を掲げた「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を、平成29(2017)年12月には我が国のSDGsモデルの発信に向けた方向性や主要な取組を盛り込んだ「SDGsアクションプラン2018」を同本部で決定
	園芸作物	果樹、野菜および花きを含む作物の総称
お		
05	おやま和牛	小山市内の生産者が肥育した黒毛和種のうち、歩留等級 A、肉質等級3以上に格付けされたもの
条件等を文書にして取り決めたもの。家族農 は、経営に携わる構成員の役割、就業条件		家族で営農を行っている農業経営において、家族間の話合いをもとに経営計画や、各世帯員の役割、就業 条件等を文書にして取り決めたもの。家族農業経営においても、効率的・安定的な経営を目指すために は、経営に携わる構成員の役割、就業条件等の明確化を図っていくことが重要であり、また女性や後継者 等の農業に従事する世帯員の役割が明確化され、農業者年金制度等の助成対象となるほか、認定農業
		者制度の共同申請の活用が可能となるなど、家族経営協定は農業経営の近代化を促進していくうえで重要な取組となっている。
	カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすると宣言している。
₹	基幹的農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者
	GAP(ギャップ) (農業生産工程管 理)	Good Agricultural Practiceの略。農産物の安全確保等のため、農業者・産地自らが、作物や地域の 状況等を踏まえ、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い、記録し、 (3)記録を点検・評価し、改善点を見出し、(4)次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工 程管理」をいう。
<	グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持 続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組
け	経営耕地面積	自ら所有し耕作している耕地(自作地)と他から借りて耕作している耕地(借入地)の合計面積

	用語	
	経営所得安定対策	米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営安定のため、米・麦・大豆等を生産する一定の条件を 満たした農業者に対し、交付金を交付するもの
		利当たびた及来 日に対し、入门並と入门プログ
2		
	広域防除	無人ヘリコプターなどを使い、一度に広範囲に一斉に病害虫防除を行うこと
	高収益作物	主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物
	耕畜連携	米や野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に飼料作物を生産し、畜産農 家の家畜の飼料として供給するなど、資源の循環的利用に取り組むこと
	口蹄疫	口蹄疫ウイルスが原因で、牛や豚等がかかる伝染病。家畜伝染病予防法において家畜伝染病に指定されている。口蹄疫に感染すると、発熱したり、口の中や蹄の付け根等に水ぶくれができたりするなどの症状がみられる。
5		
U	集落営農	集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動。(1)転作田
		の団地化、(2)共同購入した機械の共同利用、(3)担い手が中心となって取り組む生産から販売までの共同化等、地域の実情に応じてその形態や取組内容は多様である。
	食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること
	飼料用米	家畜の飼料として利用される米。 稲発酵粗飼料とは異なり、茎葉は利用せず、 籾のみを活用する。 輸入飼料価格が今後とも高水準で推移する可能性がある中で、 輸入とうもろこしに代替できる国産飼料原料として、 また、 水田の有効活用と飼料自給率の向上に資する飼料作物として注目され、 作付面積が急激に拡大している。 なお、 稲わらについても飼料利用が可能なことから積極的な活用が推奨される。
す		
	スマート農業	ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと
せって		
ぇ た		
, -	多面的機能支払 交付金	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するための担い手への交付金
ち	115 ** * 115 NV	
	地産地消	国内の地域で生産された農林水産物(食用に供されるものに限る。)を、その生産された地域内において消費する取組。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組等を通じて、6次産業化にもつながるもの
つ		
τ	田園環境都市おやまビジョン	田園環境と都市環境のバランスがとれた「田園環境都市 おやま」を将来にわたり維持向上させ持続していくために、市民にとって「大切なもの」を生かし、守り、将来につないでいくために、市民・企業・行政が共有する持続可能なまちづくりの指針
٤		

	用語	
	土地改良区	土地改良法に基づき、一定の地域について、15人以上の農業者(原則として使用収益者)により土地 改良事業を実施することを目的として設立される団体。規模は数ヘクタールから数市町村にまたがるものまで 多岐にわたり、かんがい排水事業やほ場整備事業等を実施するほか、これら事業により造成された土地改 良施設や国、県等が造成した土地改良施設の維持管理等を行っている。
	鳥インフルエンザ	A型インフルエンザいウイルスが引き起こす鳥類の伝染病。家畜伝染病予防法において家畜伝染病に指定されている。鳥インフルエンザのうち、鳥類を高い確率で致死させるものを高病原性鳥インフルエンザという。鳥類がこのウイルスに感染すると、神経症状、呼吸器症状、消化器症状等全身症状を起こし、大量死する。
な に		
	認定新規就農者 (制度)	農業経営基盤強化促進法に基づき、新たに農業経営を営もうとする青年等が、市町村が策定する基本構想に示された農業経営の目標を達成するための青年等就農計画を作成し、その就農計画を市町村が認定するもの。認定を受けた者(認定新規就農者)に対しては、青年等就農計画の達成に向け、無利子融資制度等のさまざまな支援を行う。
	認定農業者(制度)	農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的かつ安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。認定農業者に対してはスーパーL資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策を実施
ぬ ね の		
,	農家	経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯
	農外所得	農業経営関与者の自営兼業収入、給料・年俸から自営兼業支出・通期定期代等を差し引いたもの
	農業委員会	農地法等の規定により専属的な権限を行使する法令業務の執行機関及び優良農地の確保や耕作放棄地の解消、認定農業者等への農地の利用集積等の取組を行う農業構造政策の推進・実施機関としての役割を担っている農業者の代表機能を有した合議体組織
	農業従事者	15歳以上の世帯員で年間1日以上自営農業に従事した者
	農業所得	農業粗収益(農業経営によって得られた総収益額)から農業経営費(農業経営に要した一切の経費) を差し引いたもの
	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後長期にわたり総合的に農業振興を図るべき地域として 都道府県知事が指定する区域のこと
	農業水利施設	農地へのかんがい用水の供給を目的とするかんがい施設と、農地における過剰な地表水及び土壌水の排除を目的とする排水施設に大別される。かんがい施設には、ダム等の貯水施設や、取水堰(せき)等の取水施設、用水路、揚水機場、分水工、ファームポンド等の送水・配水施設があり、排水施設には、排水路、排水機場等がある。このほか、かんがい施設や排水施設の監視や制御・操作を行う水管理施設がある。
	農業生産基盤整備	食料自給力の維持強化を図り、農業の生産性の向上と農業構造の改善を推進するとともに、需要の動向に即応した農業生産の再編成を促進するために、その基礎的条件である農業生産基盤を計画的に整備すること
	農業産出額	農業生産活動による最終生産物の総産出額であり、農産物の品目別の生産量に、品目別の農家庭先販売価格(消費税を含む)をかけた額である。

	用語	意味
	農業のデジタルトラン	農林水産業・食関連産業に携わる方々の抱える課題をデジタル技術を活用して解決し、食料の安定供給
	スフォーメーション	や農業・食関連産業の成長に貢献するとともに、行政サービスを利用する国民の利便性向上や行政実務の
	(DX)	効率化を図ることができるようにすること
	農業法人	「農業法人」とは、稲作のような土地利用型農業をはじめ、施設園芸、畜産など、農業を営む法人の総称である。組織形態としては、会社法に基づ、株式会社や合名会社、農業協同組合法に基づ、農事組合法人に大別される。また、農業法人が農地を所有するためには、農地法に定める一定の要件を満たす必要があり、その要件を満たした法人を「農地所有適格法人」という。
	農商工等連携	中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動のこと
	農地の集積・集約化	農地の集積とは、農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大することをいう。 農地の集約化とは、農地の利用権を交換すること等により、農地の分散を解消することで農作業を連続的に支障なく行えるようにすることをいう。
	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において農業上の利用を確保すべき土地 として市町村が農業振興地域整備計画で定める区域のこと
は		
Ιd	半農半 X	農業と宿泊業や、農業と酒造りなど、農業を営みながら他の仕事にも携わる働き方をいう。
	販売農家	経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家
	NA JUNE 25	是自作品面积300次上的高级产品从为1000分子为人工的成为
\mathcal{O}		
	肥育素牛	肥育開始前の子牛のこと。肥育牛は一般的に市場で購入するため、和牛肥育農業者は市場価格の変動 に影響を受ける。
	人・農地プラン	地域農業の課題を解決するため、地域農業者による徹底した話合いの結果をまとめたもの。毎年、見直しを行い、地域農業の「未来の設計図」として活用する。令和4(2022)年5月に農業経営基盤強化促進法の改正により、市町村は地域計画(人・農地プランの法定化)を策定することが義務付けられた。
ふ		
	豚熱	豚熱ウイルスによって起こる豚やイノシシの熱性伝染病。家畜伝染病予防法において家畜伝染病に指定されている。発熱、食欲不振、元気消失等の症状を示し、強い伝染力と高い致死率が特徴。アジアを含め世界では本病の発生が依然として認められる。我が国は、平成19(2007)年に清浄化を達成したが、平成30(2018)年9月に26年ぶりに発生した。
	ふゆみずたんぼ	生物多様性の保全の多面的な機能を活かした農業として、冬の間も田に水を張る江戸時代からの慣行農法のこと
^		
ほ		
ま		
み		
む		
め		
ŧ		
ゃ		
ゅ		

	用語	意味
	有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと
	遊休農地	(1)現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、または (2)その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地
	優良農地	一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地等良好な 営農条件を備えた農地をいう。
ょ		
5		
ŋ		
る ゎ		
ħ		
3		
2	6次産業化	農業者が、農畜産物の生産(一次産業)だけでなく、製造・加工(二次産業)、販売(三次産業)に 一体的に取り組み、生産物の価値を高め所得向上していくこと
	露地野菜	ハウスなどは使わず露天の畑などで栽培した野菜のこと
わ	h ⇔	ナナがウムもの森が笙の「理」「もの」には「光美げニンフのしわもりをに由いるロナ型のサゾス「犯」の
	わ食	本市が定めた食育政策の一環。「わ食」には、栄養バランスのとれた米飯中心の日本型食生活の「和」、食卓を囲む家族のだんらんの「輪」、環境に配慮した地産地消の食生活の「環」の3つの意味がある。毎月8日を「わ食の日」として、普及啓発している。
		I control of the cont

小山市農業振興計画

伸ばそう! 育もう! 活かそう! 紡ごう! おいしさと豊かさを紡ぐ新時代の小山農業プラン

発 行 小山市

https://www.city.oyama.tochigi.jp/

企画·編集 産業観光部農政課

郵便番号 323-8686

栃木県小山市中央町1丁目1番1号

TEL 0285-22-9255 (直通)

FAX 0285-22-9256